

いわゆる共謀罪の創設を含む改正組織的犯罪処罰法の成立に強く抗議し、その廃止を求める会長声明

いわゆる共謀罪法案（共謀罪の創設を含む組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案）が、2017年6月15日、参議院本会議で可決され、成立した。当会は、これに強く抗議するとともに、成立した共謀罪を速やかに廃止することを求める。

我が国は、個人の尊厳を究極の価値として、基本的人権の尊重、国民主権（民主主義）、恒久平和主義を基本的な原理とする日本国憲法を制定した。

民主主義の健全な発展にとって、国家権力を監視し、その在り方を自由に批判することは必要不可欠な要素である。市民が自由に国家権力を批判するには、立憲主義や三権分立などの制度と並び、市民に対して思想・良心の自由や表現の自由、集会・結社の自由などの精神的自由権及びプライバシーの権利が保障されることが最低限の条件となる。

今回成立した共謀罪は、日本国憲法が保障するこれらの重要な自由権を市民から奪うおそれがあり、市民活動に著しい萎縮効果を与え、民主主義の重大な脅威となる。当会は、そのことを危惧し、既に本年5月24日に会長談話を発表するなどし、強く訴えてきた。また、全国の弁護士会、数多くの学者や市民団体等が訴えてきたように、共謀罪は既遂の処罰を原則とする近代刑法の前提を大きく逸脱し、一般市民の内心の意思を処罰する監視社会を招来し、市民の日常生活を萎縮させる危険がある。すなわち、共謀罪が成立したことにより、捜査機関は共謀罪の捜査を名目に、実際に犯罪に着手して法益が侵害される遙か以前から捜査を行う根拠を獲得し、昨年12月1日から施行されている通信傍受の対象犯罪の拡大と相まって、電話、メール、SNSなど市民の日常生活をターゲットにした早い段階からの捜査を行うことが可能となった。さらに、司法取引制度が施行されれば、自己の処罰減免を得る目的で、他人との共謀を認める虚偽自白を誘発する危険性も高まるおそれがある。このような捜査権限の拡大により、市民の正当な政治活動や労働組合活動、その他の活動が萎縮し、ひいては捜査機関による監視対象となってプライバシーの権利が侵害されるという懸念から市民の日常生活までもが萎縮する、深刻な監視社会が到来する。

また、繰り返し指摘されてきたように、共謀罪の「組織的犯罪集団」「計画」「準備行為」などの規定は、文言上極めて曖昧であるがゆえ、権力により拡大解釈される危険性があり、市民の自由を保障するために処罰の範囲をあらかじめ明示する罪刑法定主義にも反するおそれの高いものである。

そして、政府が共謀罪を導入する目的として、国際組織犯罪防止条約の締結とテロ対策を掲げてきた。しかし、前者については、同条約の立法ガイドが、各締結国の国内法の基本原則に基づいて必要な措置を取ることを許容しており、立法裁量が広いことは明らかであり、同条約を締結するにあたって我が国が共謀罪を制定する必要はない。後者についても、国際組織犯罪防止条約の目的にテロ対策が含まれないことは、同条約に関する国連の立法ガイド26パラグラフが明確に規定し、同ガイドを作成した国際刑法の専門家であるニコス・パッサス教授もこのことを明言している。また、我が国では公衆等脅迫目的の犯罪行為

のための資金等の提供等の処罰に関する法律によってテロ行為の計画段階は既に犯罪化されており、銃器や刃物の所持を規制する銃砲刀剣類等処罰法等の実体法が存在するだけでなく、13ものテロ防止に関連する条約を締結しており、テロ対策についてはすでに立法的な手当がなされていることから、テロ対策のために新たに共謀罪を制定する必要はない。

このように数多くの問題を抱えた共謀罪は、その問題点に関する疑問や市民が抱く不安を解消するために慎重に審議されなければならなかった。特に衆議院法務委員会で審議時間の形式的な経過後に強行採決されたことを踏まえ、良識の府たる参議院ではより一層慎重に審議しなければならなかった。しかし、参議院では、法務委員会における審議を合計18時間弱で打ち切り、6月15日未明の本会議において「中間報告」を行った上で、法務委員会の採決を行わず、本会議で強行採決に踏み切った。参議院でも市民から出された数多くの疑問が何一つ明らかにならないまま採決されたということに加え、かかる手続は、国会法56条の3において定められた中間報告を求める要件である「特に必要があるとき」(第1項)、及び中間報告を受けての本会議での審議の要件である「特に緊急を要すると認めるとき」(第2項)のいずれの要件も満たさず、明らかに手続上の瑕疵がある。これは、二院制の存在意義を参議院が自ら踏みにじる行為である。

さらに、立法の必要性そのものに重大な疑いがあり、かつ立法過程において既に憲法上の問題点が指摘されている共謀罪について、市民に対する十分な説明がなされないまま、また付託した法務委員会の採決を経ることなく参議院本会議で強行採決するという強硬な手段により可決されたことは暴挙と言わざるを得ず、我が国の民主主義を制度面から支える議会制民主主義の否定である。

以上のとおり、当会は、共謀罪法案が参議院本会議で可決され成立したことに強く抗議するとともに、今後も国会において共謀罪を速やかに廃止させるよう全力を挙げて取り組んでいく。

2017年(平成29)年6月26日

長野県弁護士会

会長 三 浦 守 孝